

說明資料

第1 平成21年度社会・援護局援護関係予算案について

【20年度予算】

【21年度予算案】

54,657百万円	→	49,750百万円※
-----------	---	------------

※社会・援護局（援護）計上分 40,571百万円

社会・援護局（社会）計上分 9,179百万円

- | | | |
|-----|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 | 援護年金
(受給人員 | 39,617百万円 → 35,022百万円
21,085人 → 18,609人) |
| 2 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給
(支給事務に要する経費)
・国債額面 24万円(6年償還) | 0 → 64百万円 |
| 3 | 戦没者の遺骨収集等の推進 | 845百万円 → 913百万円 |
| (1) | 遺骨収集等 | 515百万円 → 587百万円 |
| (2) | 戦没者遺児による慰霊友好親善事業
(うち、民間建立慰霊碑等整理事業 | 308百万円 → 308百万円
(14地域1,008人) (14地域1,008人)
19百万円 → 19百万円) |
| 4 | 中国残留邦人等の支援 | 11,145百万円 → 11,113百万円 |
| (1) | 中国残留邦人等に対する生活支援 | 9,939百万円 → 9,950百万円 |
| (2) | 定着自立援護 | 501百万円 → 479百万円 |
| (3) | 帰国受入援護 | 645百万円 → 625百万円 |
| (4) | 身元調査等 | 60百万円 → 59百万円 |

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費21百万円を計上

第2 中国残留邦人等に対する支援について

I 支援給付の運用に関する連絡事項

1. 支援・相談員の配置について

支援・相談員は、支援給付を行う職員の補助業務、支援給付受給者家庭への訪問、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」の支援事業に関する助言、日常生活上の生活相談等を行い、中国残留邦人等の支援に大変重要な役割を担うものである。

支援・相談員については、不足をきたすことのないようその確保に努め、中国残留邦人等への支援策への理解を深めるための研修会を開催する等、支援・相談員の資質の向上に努めるよう引き続きよろしくお願ひしたい。

なお、現在、支援・相談員の業務内容について、より中国残留邦人等のニーズ応じた支援ができるよう、医療機関に同行して通訳を行うことや、支援給付を受給していない中国残留邦人等に対し、日常生活等の相談に応じる等、現在、自立指導員が行っている業務を行えるようにすること等の改善を検討しており、詳細が確定次第、通知することとしている。

2. 支援給付受給者の「本人確認証」について（指定医療機関等への周知徹底）

支援給付受給者が指定医療機関等において受診する場合、医療券の交付等は、原則、実施機関と指定医療機関等の間で直接手続きを行い、支援給付受給者本人は医療券を持参せず「本人確認証」を指定医療機関等の窓口にて提示することによって受診することとなり、生活保護法の医療扶助とは異なる取扱いとしている。

当該取扱いによる支援給付受給者の受診については、現在、円滑に受診できている状況にあるが、指定医療機関等の窓口によっては、本人確認証の取扱いを知らずに受診を拒否する、本人確認証を発行した実施機関の管外に所在する指定医療機関等で受診を拒否されるケースがある等、当該取扱いが十分に周知されていないことによる混乱が生じているとの報告があるところ、当室から社団法人日本医師会等を通じ、当該取扱いについて、再度、周知徹底を依頼することとしている。

各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関におかれても、指定医療機関等に対し、当該取扱いの周知徹底等のご協力を引き続きよろしくお願ひしたい。

また、指定医療機関等の窓口で混乱が生じ、支援給付受給者が受診できないような状況にならないよう、必要に応じて自立支援通訳や支援・相談員を活用する等し、その円滑な運用についても引き続きよろしくお願ひしたい。

Ⅱ 中国残留邦人等地域生活支援事業に関する連絡事項

中国残留邦人等地域生活支援事業（セーフティネット支援対策等事業）は、各都道府県、市区町村のご理解、ご協力により、地域における日本語教室の開催や地域住民との各種交流会等を行っていただいております。中国残留邦人等の方々からも好評であると聞いている。

他方、当該制度の初年度ということもあり、地域によっては、当該事業が実施されていることを知らずに、結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない例などが報告されているところである。

各都道府県、市区町村におかれては、引き続き当該事業を積極的に実施していただくとともに、中国残留邦人等への周知についても工夫するなどして、中国残留邦人等の方々に参加しやすいような環境作りをよろしくお願ひしたい。

なお、中国残留邦人等地域生活支援事業については、各都道府県、市区町村のご意見、ご要望等を踏まえ、事業内容の見直しや取扱いの改善等を検討をしているところであり、詳細については、確定次第お示しすることとしているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

Ⅲ 支援給付事務の監査

中国残留邦人等に対する支援給付は、昨年4月から施行されたところであるが、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご理解、ご協力のもと、円滑な施行状況となっており、平成20年11月末現在で被支援世帯数は4,558世帯（厚生労働省福祉行政報告例）となっている。

支援給付の実施に際しては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領及び実施要領の取扱い等に従って、中国残留邦人等の置かれている事情を把握・理解し、機械的な運用に陥ることのないよう、引き続き適正な運用に努めるようよろしくお願ひしたい。

1. 監査実施要綱

平成21年度から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」第14条第4項においてその例による場合の「生活保護法」第23条の規定の例により、支援給付事務の監査を実施することとしており、今般、昨年10月に開催した中国残留邦人等対策に係る全国担当者会議においてお示しした「支援給付施行事務監査実施要綱（案）」について、各都道府県・指定都市・中核市のご意見、ご要望等を踏まえた修正案を配布資料のとおり策定したところである。

なお、当該実施要綱は、本年度中に通知することとしており、都道府県・指定都市には、来年

度より監査資料の作成や管内の実施機関に対する実地監査等をお願いすることとなるので、監査の円滑な実施にご協力をお願いする。

2. 厚生労働省が実施する監査

(1) 監査の対象

都道府県本庁（47都道府県）及び管内の支援給付実施機関における支援給付施行事務。
指定都市本庁（17市）及び管内の支援給付実施機関における支援給付施行事務。

(2) 監査の体制

厚生労働省（中国孤児等対策室）内に支援給付監査官（仮称）を配置予定。

(3) 監査の方法

ア 一般監査

原則として全ての都道府県及び指定都市に対し、実地又は書面により年1回実施する。

(ア) 実地監査

都道府県及び指定都市に対し、実地監査を4年に1度の割合（年間16都道府県市）で行い、併せて、当該都道府県及び指定都市管内の実施機関に対しても行う。

(イ) 書面監査

実地監査を実施しない都道府県及び指定都市（年間48都道府県市）に対して書面による監査を行う。

イ 特別監査

一般監査の結果等を踏まえ、必要に応じ実施する。

(4) 監査実施計画（監査業務の流れ（配布資料））

ア 監査事前準備

都道府県及び指定都市は、4月10日までに事前協議用資料（配布資料）を当室に提出。

イ 実地監査

(ア) 実地監査候補地の選定等

事前協議用資料に基づき、当該年度に実地監査を行う16都道府県市を選定する。

なお、実地監査候補地の選定に際しては、①各ブロックに毎年監査を実施するよう計画的にバランスを勘案、②管内の実施機関数、被支援世帯数の多寡、③管内の支援給付受給率が極端に低いなど支援動向等に特異傾向がみられる等、当室が特に必要と認めるものを勘案するものとする。

(イ) 事前協議及びヒアリングの実施

当該年度に実地監査を行う16都道府県市に対し、4月中旬以降に電話・メール等により事前協議を実施し、監査に必要な情報を得るとともに、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整等を行う。

なお、必要に応じて当室におけるヒアリングを実施する。

(ウ) 実地監査実施通知

実地監査に当たっては、当室において監査の実施時期を決定し、監査の約2ヶ月前までには実地監査対象都道府県及び指定都市に対し通知する。

(エ) 監査資料の作成

実地監査対象都道府県及び指定都市は、実地監査の2週間前までに監査資料（「実施機関関係」及び「都道府県・指定都市本庁関係」）を当室に提出。

(オ) 監査実施期間

実地監査対象都道府県及び指定都市並びに実施機関においてヒアリングを行い、実施機関については、ケース検討を実施することとし、監査実施期間は3日間程度を想定。

(カ) 監査結果通知

監査実施後1ヶ月半以内に監査結果を通知する。

(キ) 是正改善結果報告

監査結果通知の内容により、監査結果通知後2ヶ月以内に当室に是正改善結果報告書を提出。

ウ 書面監査

(ア) 書面監査実施地

実地監査を実施しない都道府県及び指定都市について、各ブロック毎に第2四半期から第3四半期の間に書面監査資料の提出期限を設定し、計画的に書面監査を実施する。

(イ) 書面監査実施通知

5月上旬を目処に対象都道府県及び指定都市に対し、書面監査実施日を通知する。

(ウ) 書面監査資料の作成

書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の第2四半期から第3四半期の間に設定された書面監査資料の提出期限までに監査資料（「実施機関関係」及び「都道府県・指定都市本庁関係」）を当室に提出。

(エ) 書面監査結果通知

書面監査実施後2ヶ月以内に監査結果を通知する。

(オ) 是正改善結果報告

監査結果通知の内容により、監査結果通知後2ヶ月以内に当室に是正改善結果報告書を提出。

3. 都道府県及び指定都市が実施する監査

(1) 監査の対象

管内に所在する全ての支援給付実施機関（前年度中に支援給付を実施したことがある全て

の実施機関)における支援給付施行事務。

(2) 監査の体制

都道府県及び指定都市における支援給付の監査担当職員等。

(3) 監査の方法

ア 一般監査

原則として管内全ての実施機関に対して、実地又は書面により年1回実施すること。

(ア) 実地監査

管内の全ての実施機関に対し、4年に1度の割合で実地監査を行う。

(イ) 書面監査

当該年度において実地監査を行わない実施機関に対しては、書面による監査を行う。

イ 特別監査

一般監査の結果等を踏まえ、必要に応じ行う。

(4) 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は、必要に応じ、毎年度当初に当該年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施願いたい。

4. 監査の主な着眼点

(1) 現金・預貯金等の保有限度額の取扱い

支援給付開始時の現金・預貯金等については、追納が行われた年度における、中国残留邦人等の追納保険料480ヶ月分に相当する額(20年度:5,136,000円)として設定した保有限度額を超えていないことが確認されているか。

(2) 居住用不動産を所有する者に対する要支援世帯向け長期生活支援資金の取扱い

500万円以上の資産価値を有する居住用不動産を所有する者から申請があった場合に、要支援世帯向け長期生活支援資金の活用について、厚生労働省へ個別に相談・協議を行っているか。

(3) 保有できる自動車の取扱い

支援給付を受けている者が自動車を保有している場合の取扱いは適切に行われているか。

(4) 収入認定の取扱い

年金収入については、老齢基礎年金の満額相当額までは収入認定除外としているか。その他の収入については、収入の3割が収入認定除外としているか。

(5) 海外渡航の取扱い

海外渡航の目的、渡航期間の取扱い、渡航費用は収入認定しない等、支援給付における海外渡航の取扱いは適切に行われているか。

5. 厚生労働省における予算上の対応

平成21年度の監査経費として、40,451千円（平成21年度予算政府案）を（目）遺族及留守家族等援護事務委託費、（目細）引揚者等援護事務委託費に計上しているところである。

内訳は、職員旅費及び庁費であり、使途区分として監査旅費、会議出席旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃金を計上している。

都道府県及び指定都市におかれては、監査事務が円滑に施行されるよう予算執行面の準備をよろしくお願ひしたい。

なお、委託費の交付については、実施機関数等を勘案し、6月頃に当初交付額を示達、12月頃に追加交付を行う予定である。

6. 支援給付の実施要領、監査実施要綱等に関する意見交換等

支援給付制度は、多くの点で生活保護制度とは異なる運用をしていることから、支援給付の運用に当たっては、生活保護と同様に濫給防止、漏給防止に努めるとともに、特に特定中国残留邦人等の置かれている事情を踏まえ「懇切丁寧な対応がなされているか」、「中国残留邦人等に対する各施策等の活用、被支援者のニーズに応じた的確な運用が図られているか」等のきめ細やかな支援が求められている。

平成21年度の監査については、種々ご意見、ご要望をいただいているところであるが、監査の初年度ということもあり、監査項目、提出書式等について詳細に記載することとしているところ、ご理解願ひたい。

支援給付制度の運用に当たっては、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご意見、ご要望等を踏まえ、検討・研究を重ね、よりよい制度となるよう努力する所存であるので、今後ともよろしくお願ひしたい。

第3 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集

(1) 南方地域等における戦没者の遺骨収集

ア 昭和27年度から計画的に実施し、平成21年度においては、7地域で実施することとしているほか、相手国関係機関等からの要請があった場合には、遺骨収集団等を派遣することとしている。

- 沖縄・硫黄島
- フィリピン
- 東部ニューギニア
- ビスマーク・ソロモン諸島
- アッツ島
- インドネシア
- モンゴル（ノモンハン事件）

イ 都道府県に残存遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

(2) ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

ア 平成4年度から本格的に実施し、平成21年度においては、ハバロフスク地方について実施することとしている。

イ ソ連抑留中死亡者について、旧ソ連側に対して追加の資料や新たな埋葬地に係る資料を要求しているので、今後、新たに埋葬地が確認できた場合には、速やかに調査を行い、遺骨収集を実施することとしている。

ウ 都道府県に埋葬地に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

(参考) 抑留中死亡者の遺骨収集数（平成20年12月末）

16,979柱

(3) 海外未送還遺骨の集中的な情報収集事業について

平成21年度においては、ひとつの地域における派遣回数を増やすとともに、派遣期間の延長、さらに現地邦人や住民等を調査員として一定期間雇い上げること等の改善を図り、より多くの情報収集に努めることとしている。

(参考)

海外戦没者遺骨収集については、戦後60年余を経過し、提供される残存遺骨情報が減少してきているなど、特に南方地域の遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から、南方地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島等）における海外未送還遺骨の集中的な情報収集を民間団体の協力を得て、実施している。

2 慰霊巡拝

(1) 南方地域等

平成21年度においては、フィリピン等8地域について実施することとしている。

- | | |
|-----------|---------------|
| ○フィリピン | ○トラック諸島 |
| ○北ボルネオ | ○東部ニューギニア |
| ○マリアナ諸島 | ○ビスマーク・ソロモン諸島 |
| ○中国（東北地区） | ○硫黄島 |

(2) 旧ソ連地域

これまでに埋葬場所が特定された地域を中心に、実施してきたが、平成15年度からは、埋葬場所の特定の有無にかかわらず、各地方・州毎に広く遺族の参加を求めている。

平成21年度においては、4地域について実施することとしている。

- | | |
|-----------|----------|
| ○ハバロフスク地方 | ○沿海地方 |
| ○ザバイカル地方 | ○オレンブルグ州 |

(3) 参加遺族の募集

遺族の推薦にあたり、診断書の提出を参加「内定」後とするなど参加しやすくしているため、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしくお願ひしたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、都道府県及び市区町村の広報誌等へ早期に掲載できるように、3月上旬をメドに、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせすることとしている。

3 慰霊碑の建立等

(1) 戦没者慰霊碑の管理

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立した戦没者慰霊碑については、委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

また、劣化が見られる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成21年度においては、フィリピンの「比島戦没者の碑」等3ヶ所の補修を行うこととしている。

(2) ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において遺骨収集が事実上実施できない地域等について、順次計画的に小規模な慰霊碑を建立することとしており、平成21年度においては、2ヶ所に建立する予定である。

4 慰霊友好親善事業

(1) 慰霊友好親善事業は、戦没者遺児が旧主要戦域等の人々と交流を図り、意見交換、植樹、車椅子や学用品の贈呈など、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行うものである。この事業は、民間団体へ委託して実施することとしている。

(2) 平成21年度においては、旧戦域の中心となる14地域、1,008名で実施することとしている。

第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定の実施

ア 経緯

平成11年度から平成19年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約7,700人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付した結果、約1,400人から申請があり、平成20年12月末までに身元が判明した649柱の遺骨を遺族に順次返還している。

イ 遺族へのお知らせ

平成20年度に旧ソ連地域等から返還された遺骨について、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対し、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を、平成21年度内に送付することとしている。

(参考)

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

[一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

(2) 遺骨等の伝達

遺骨及び遺留品の伝達については、平成3年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集及び平成15年度から実施しているDNA鑑定の進展に伴い、順次遺族に伝達してきたが、遺族の心情に鑑み、引き続き、遺族の居住する都道府県を通じて伝達をお願いしたい。

なお、都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているところである。

身元判明の件数が一定以上まとまり、かつ、都道府県又はブロック単位で日程調整が可能な場合については、厚生労働省職員が都道府県まで護送するなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成21年2月末現在）

・旧ソ連	667柱
・モンゴル	367柱
・その他の地域	22柱
合計	1,056柱

2 過去5年間の遺留品特定等件数（平成21年1月末現在）

・受付数	1,284件
・特定数	462件

第5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について

1. 法案の概要

戦没者等の遺族について、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対し特別弔慰金を支給するための法案を通常国会に提出中。
(平成21年4月1日施行予定)

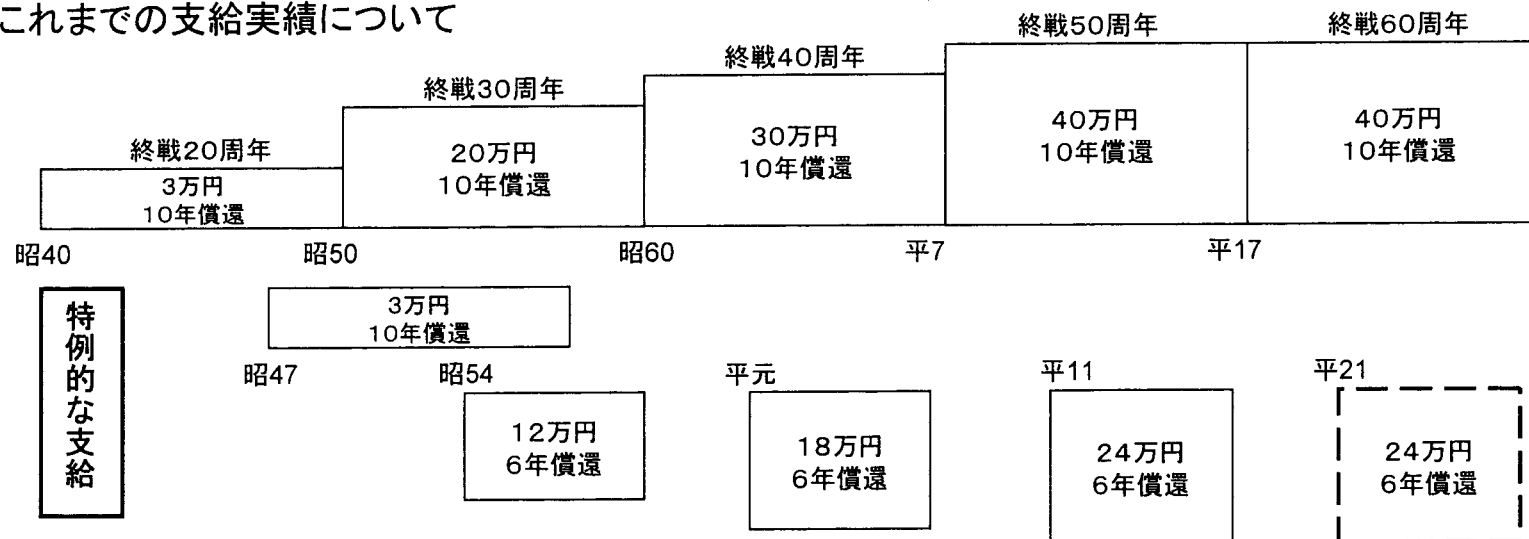
○額面	24万円(4万円×6年償還)
○対象件数	5万件
○国債費総額	120億円

2. 対象者

対象者は、戦没者等の遺族(三親等内親族)であって、他に恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受けている遺族(主として配偶者)がない者。

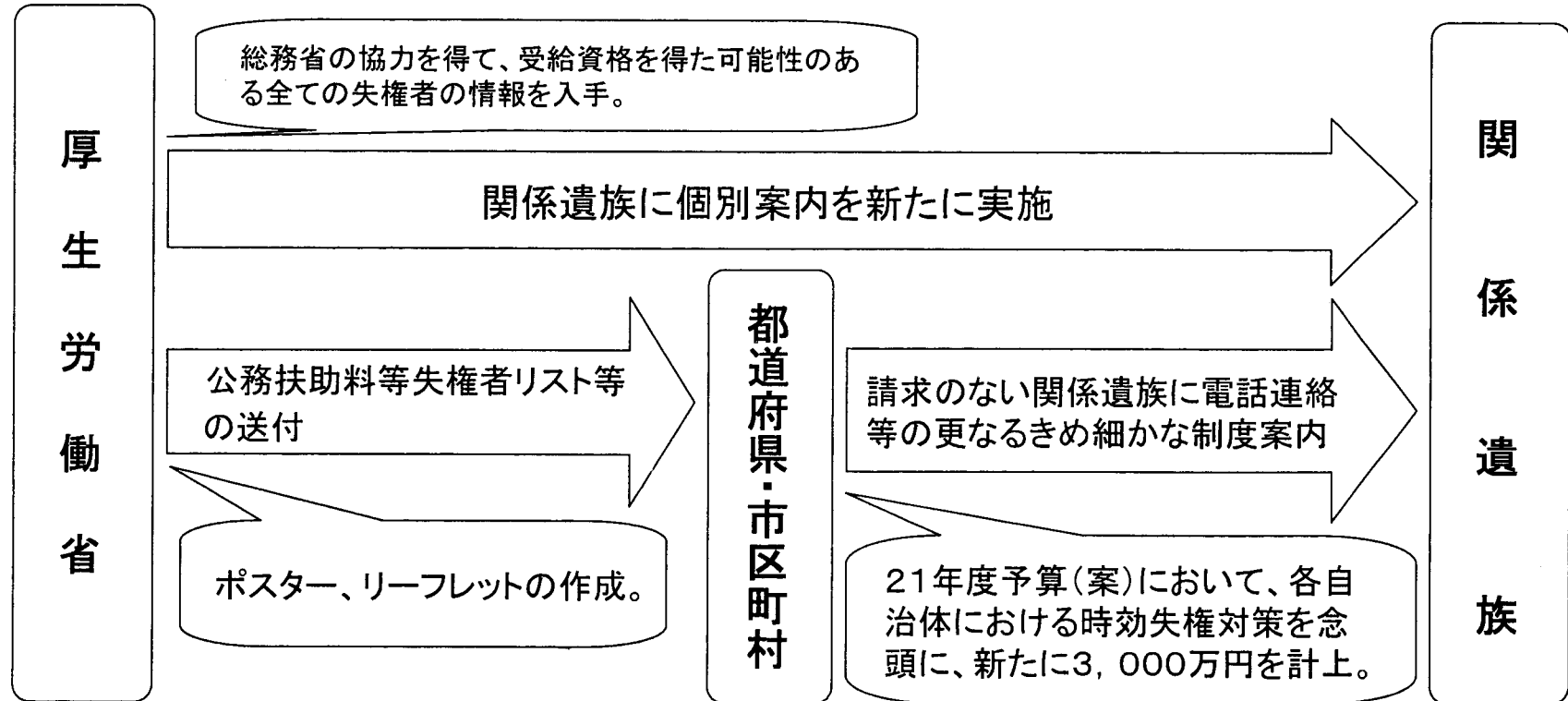
※ なお、裁定事務の便宜を図るため、手引書の配布や施行事務打合会を予定。

○ これまでの支給実績について



第6 時効失権防止対策について

- 1 平成21年改正予定の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について
新たに受給資格を得た可能性のある遺族に対する個別案内を充実し、早期支給に繋げる



この他、政府広報、各自治体における広報紙を活用した広報により制度案内の充実を図る。

- 2 平成18年改正の戦傷病者等の妻に対する特別給付金等について
平成21年9月30日が請求期限である。

第7 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

1. 平成21年度における援護年金の額の水準は、据え置き

平成21年度における援護年金（障害年金、遺族年金等）の額の水準は据え置き

2. ただし、平成21年10月から、平病死の一部と併発死に係る遺族年金等額は、引き上げ

恩給の遺族加算額の引上げに準じ、平成21年10月から遺族年金・遺族給与金の額を16,100円引き上げる予定

○遺族年金・遺族給与金(年額)

	現行	H21.10～(案)
①平病死(公務軽症) 平病死(勤務関連重症)	525,350	541,450 (政令で規定)
②平病死(勤務関連軽症) 併発死(公務傷病)	424,150	440,250 (政令で規定)
③併発死(勤務関連傷病)	302,750	318,850 (政令で規定)

第8 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない外国居住者及び住基ネット不参加自治体居住者について、次により実施することとする。

(1) 調査の目的

平成21年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

(2) 調査の方法

(ア) 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月30日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

(イ) 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

(3) その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしく願います。

なお、受給者に対しては、平成21年度の「支給通知書」（年額が改定される者については「年額改定通知書」）を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

3 援護システムのリプレースについて

援護システムのリプレースについては、平成21年4月から現行システムを1年間リリースし、平成22年2月～3月間に新機器にリプレースすることとしている。

各都道府県におかれては、平成20年10月30日及び平成21年2月6日付け事務連絡により連絡しているので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、今後もリプレースに関し必要な連絡をしていくこととしているが、不明の点があれば、援護課審査室システム担当者あて問い合わせ願いたい。

第9 旧陸海軍関係恩給進達事務等 について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在においても、なお年間約1,000件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

平成19年4月から、総務省所管の独立行政法人平和祈念事業特別基金において特別慰労品の贈呈事業を行っているところであるが、恩給欠格者に対する「在職年等確認調査」の際に、恩給欠格者ではなく何らかの恩給に該当する者で、未請求であるという事実が判明した場合もあることから、その際には、引き続き適切な請求指導をお願いしたい。

なお、上記の特別慰労品贈呈事業は、その受付け終了を今月末とされているのでご留意頂きたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保管・継承するための検討を行うこととしている。

このため、平成20年度より、各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行っているが、この調査結果を踏まえて、平成21年度においても引き続き調査を実施したいと考えており、各都道府県の御協力をお願いしたい。

第10 旧令共済組合員期間の履歴証明等 について

1 履歴証明事務

旧陸軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされている。

平成19年7月以降、社会保険庁からの履歴証明依頼件数が大幅に増加しているところである。都道府県が行う証明については、当局保管資料を添付して、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、速やかな処理につきよろしく取り計らわれたい。

また、当局に在職期間等を証明する資料がなく、申立者からも証明できる資料の提出がない場合には、履歴申立書に申立者あての照会文書を添えて、社会保険業務センターに速やかに返戻することとしているところである。都道府県におかれても、照会を受けてから、遅くとも2ヶ月を目途に当局に回答されるようお願いしたい。

なお、照会文書に対する回答によっても履歴作成に至らない場合についても早期の回答をお願いしたい。

海軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、都道府県に照会があった場合には、社会保険事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係資料

当室に個人の履歴事項について調査を依頼する場合、原則として、当局に保管している資料(昭和53年3月改刷「陸軍軍歴証明事務関係通知集」71頁参照)に留意されたい。

なお、「旧海軍」軍人軍属の期間を有する者については、当局保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、念のため申し添える。

(2) 海軍関係資料

海軍関係の軍歴証明事務については、当室で担当している。

旧海軍軍人軍属本人又は遺族から証明発行依頼があった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。